３ 木 監 第 ３ ８ 号
平成２３年８月１５日

木津川市長　　河　井　規　子　　様

木津川市監査委員　　藤　原　義　明
木津川市監査委員　　髙　味　孝　之

平成２２年度木津川市公営企業会計決算における経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第２２条第１項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類についてそれぞれ審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出する。

平成２２年度　経営健全化審査意見書

１．審査の対象

（１）平成２２年度　資金不足比率

対象となる会計

・水道事業会計

・簡易水道事業特別会計

・公共下水道事業特別会計

（２）（１）の算定の基礎となる書類

２．審査の期日

平成２３年８月２日

３．審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４．審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要並びに意見は、次のとおりである。

１　資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

（単位：%）

	会　計　名	平成２２年度	経営健全化基準	平成２１年度
法適用	水　道　事　業　会　計	―	２０．０	―
法非適用	簡易水道事業特別会計	―		―
	公共下水道事業特別会計	―		―

※資金不足額がない場合は、「資金不足比率（%）」は「－」で表示される。

（１）水道事業会計

平成２２年度決算においては、資金不足額がないため「―」で表示される。

（単位：千円）

（　流動負債　＋　建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高　－（　流動資産　－　控除額　））－　解消可能資金不足額

（　47,094　＋　0　－（1,728,594　－　0））－　0

営業収益の額　－　受託工事収益の額

1,053,795　　0

（単位：%）

＝　資金不足比率　―

（２）簡易水道事業特別会計

平成２２年度決算においては、資金不足額がないため「―」で表示される。

（単位：千円）

（ 繰上充用額	＋	支払繰延額	＋	事業繰越額	＋	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 ）	－	解消可能資金不足額
（ 0	＋	0	＋	0	＋	0 ）	－	0

営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

27,369　　30

（単位：％）

＝ 資金不足比率 ―

（３）公共下水道特別会計

平成２２年度決算においては、資金不足額がないため「―」で表示される。

（単位：千円）

（ 繰上充用額	＋	支払繰延額	＋	事業繰越額	＋	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 ）	－	解消可能資金不足額
（ 0	＋	0	＋	0	＋	0 ）	－	0

営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

692,228　　0

（単位：％）

＝ 資金不足比率 ―

２　審査意見

いずれの会計においても、資金不足額はなく資金不足比率は発生していない。

公営企業は、必要な経費を自身の料金収入によって賄わなければならない独立採算の原則がある。

事業の公営企業としての効率性と合理性を追求し、さらなるコスト削減にも努めながらも、本来の事業目的たる安全で良質な水を安定的に供給できるように、また健全な生活環境の確保と公共水域の水質保全のため、最小の経費で最大のサービス提供を行いながら、引き続き経営基盤の強化に尽力し、なお一層効率的で健全な事業運営に努められたい。